

# 書評

BOOK REVIEWS

中村 二郎・菅原 慎矢 著

## 『日本の介護』

——経済分析に基づく実態把握と政策評価

小原 美紀

「介護の問題」は多岐にわたる。議論される学問分野も広い。要介護者が健康を害するという意味では医学の分析テーマとなり、要介護者の発生により家族が同居の選択をするという意味では社会学の分析テーマとなる。経済学に限っても、介護サービスが取引されるという意味では医療経済や産業組織論のテーマに、介護保険を考えれば社会保障論や地域財政のテーマに、そして、介護者の介護供給や労働供給を左右するという意味では労働経済学のテーマとなる。逆に言えば、「介護」を一つの分野で議論するのは難しい。それにもかかわらず、タイトルを「日本の介護」として撰述したことに、著者らの、問題を広くとらえようとする思いを感じる。実際、この本の中で取り扱われているテーマは広い。

1, 2章では、マクロ統計の紹介や国際比較を行いながら、日本の介護政策の特徴や、介護の分析の注目点が整理される。それらは3章以降で展開される。まず3章では、通説とは異なる家族介護の実態が明かされる。すなわち、子供のいる高齢者世帯のうち子供世帯と同居している割合（同居率）は2000年代には低下しておらず、一方で、子供のいない高齢者世帯の割合（同居世帯比率）が増加しているという。これは、2001年から2010年の『国民生活基礎調査』の統計を読むことで発見されている。同居比率が減少している背景で、実は子供のいない高齢者が増加しているのであれば、同居を選択できない世帯が増加していることになり、同居率を高めるべきとか、家族介護を促進さ

せるべきといった意見は適切ではなくなる。

4章では施設介護が議論される。とくに、民間有料老人ホームに慣例として存在する「入居金制度」に着目し、この制度があることで本来あるべき水準よりも



●有斐閣  
2017年12月刊  
A5判・252頁  
本体3800円+税

●なかむら・じろう  
研究所教授。 日本大学総合科学研  
●すがわら・しんや  
部講師。 東京理科大学経済学

価格が高く据え置かれていることを指摘する。この発見は、有料老人ホーム市場における消費者と企業の行動を説明するモデルに基づき、実際の価格と入居者数に関する大規模データを用いて需要と供給の構造を推定し、入居金がある場合と無い場合の生涯支払金を比較することで得られている。入居金の存在により価格が高く据え置かれているという結果は、入居金制度の強制的な撤廃の有効性を示唆する。

5章では、健康な状態から軽度の要介護、重度の要介護を経て死亡に至るまでの平均的な年数が示されている。このような基本統計は、介護費用や財政負担を考える上で、人口統計と同様に重要であろう。筆者らは福岡市の協力の下、2000年から2012年までの月単位の健康状態の推移を個人レベルで把握し、月別の健康状態推移確率を推定すること——要介護度別の多相生命表の作成という日本で初の試み——で得られている。これにより、女性は男性よりも死亡前に重度の要介護状態を経験する確率が高いこと、ただし、2000年代後半には軽度の要介護期間が長くなったことを示し、予防効果を重視した介護保険制度の改正効果に言及している。

6章では、家族介護が発生することで、介護者とな

る女性の労働供給が抑制されているかが検証される。分析の結果、介護保険導入後に介護による労働供給阻害効果が緩和されたことが示される。この発見は、『国民生活基礎調査』を用いて、介護女性の労働確率や労働時間の決定要因を推計することで得られている。2000年に世界に先駆けて導入された日本の介護保険制度が、「介護の社会化」という意味で一定の成果を持っていたと結論される。7章では、(介護サービスを提供する法人が同時にケアマネージも行うという)併設ケアマネジャーの存在が誘発需要を引き起こしていることが明らかにされる。この発見は、『国勢調査』を含む複数の大規模データから地域パネルデータを作成し、居宅系サービスの利用率を、併設あるいは独立のケアマネジャーの多さに回帰した分析結果に基づいて得られている。著者らは、そもそも併設ケアマネジャーが存在する背景にケアプラン報酬の少なさがあることを指摘し、これを改める政策の議論が必要であると述べる。最終章ではこれらをまとめた政策提言が記されている。

この本が目指すのは、介護政策を考える上での科学的根拠の提供であろう。貢献は大きく3つにまとめられる。第一に、最初に述べた点でもあるが、広範囲の学問分野にわたるトピックについて主要な論点を整理し新しい知見を広く紹介しようとする意欲的な試みがなされている。第二に、各テーマについて得られた結果とともに、今後分析が必要である点を述べることで将来の研究を促そうとしている。そして、もっとも評価される点として第三に、科学的根拠となる統計を丁寧に読もうとしている。各章の発見はすべて統計データに基づいて行われている。評価されるべきは、計量分析の結果を羅列するだけでなく、その前提となる統計あるいは背後にある実態に関して、記述統計を丁寧に追いかけていることであろう。最終章にある政策提言については、より踏み込んだ政策の処方箋が期待されるという批判もあるだろうが、おそらく著者らが目指したのは証拠の中立的な提供だったと思う。読者である研究者に対しては、今後の分析課題を示し、今後の議論への参加を誘っている。政策担当者に対しては、データが示す実態を示し、自らが向き合っている対象者に対してどのような政策の可能性があるかを考える材料を与えている。

ところで、この書評は『日本労働研究雑誌』の読者に向けたものなので、この本が示してくれた労働経済学分野に関連する発見について議論してみたい。一つ目の議論は、「2000年代の同居比率の低下の原因は、親世帯と子世帯の間の同居行動の変化ではなく、現在高齢者である世代の過去の出産行動——すなわち子供を持たなかったという選択をしたことの結果である」についてである。文中の表によると、子供のいない高齢世帯が増加しているのは、とくに2001年から2004年であり、2004年から2007年にかけても上昇を続けている。ただし2007年から2010年にかけては減少する。平均値であり増減の程度の大きさを議論するのは適切ではないが、少なくともこの表から言えることは、子供のいない高齢世帯の増加が起こるのは2000年代前半である。主張を裏付けるものとして筆者らは、『人口動態統計』を用いて、第一子に係る合計特殊出生率が1968年から1975年にかけて減少していることを示している。しかしながら、2001～2004年に65歳となった者が出産を考えた可能性の高い年齢はおそらく25歳頃であり、それは1958～61年頃となる。すなわち、この世代が第一子を出産するかどうかの選択をした時期は、1960年前後と予想される。出産は40代まであり得るとしても、著者らの指摘する第一子合計特殊出生率が下がる1968～1975年と時期にずれがあるように感じる。先の人口統計は、1960年前後に第一子合計特殊出生率が大きく増加していることも示しており、2000年代前半に子供を持たない65歳以上世代が増え始めたことは説明しにくいようにも思う。この点についてはより議論が必要だと感じた。たとえば、標本の特徴による結果の可能性はないのだろうか。データの性質上、健康状態が悪化して施設入居をすれば標本から落とされることが関係していないか、または、「別居している子の有無が不明」と回答する割合が2004年と2007年で低いことと関係していないか(そもそもなぜ不明者が大きく減少するのか)などが気にかかった。もちろん、子供のいない高齢者が今後増加していくことは間違いない。その意味で、時期がずれていたとしてもこの点を指摘したことの価値は高い。

二つ目の議論は、「介護保険により介護者の市場労働阻害効果は緩和された」という結果についてであ

る。家族内に要介護者が発生することにより、介護者となる子供世帯の女性の有業率が減る（ただし働いている女性の労働時間が減るわけではない）という結果には納得が行く。しかしながら、この本の他の章から学んだこととして、家族介護の半数は配偶者により行われており、単身となった要介護者の健康状態が悪化するのは80歳以上という事実がある。そうであるならば、家族介護を担っているのは働くことを選択する世代ではないように感じる。また、2004年から2010年にかけては、労働市場の状況や介護保険以外の政策も変化している時期であるから、介護による労働阻害効果の緩和が介護保険制度によるものであったかどうかについては、より厳密な分析が必要だろう。同時に、非正規労働者で阻害効果が大きいという興味深い結果については、利用できる介護サービスが拡大することの効果なのか、企業内で受けられる施策に正規と非正規労働者で差がある結果なのか等、より深く知りたいと思う点も多かった。介護による労働阻害効果については、この本が提示してくれた課題を含めて今後一層の分析が必要であろう。

最後に、この本の主題ではないがくり返し記されているメッセージについて触れておきたい。政策立案

のためにはデータ構築とその分析利用の拡大が必要だという主張である。著書で紹介されている分析の一部は、福岡市の行政データを使うことで初めて可能となった。自治体への働きかけを行った著者らはもちろん、それに理解を示し協力し分析を許可した福岡市も高く評価されるべきだろう。科学的根拠に基づいた政策評価が必要だとされながら、実際にはそれを可能にする統計データの利用を阻む要素も多い。著者と福岡市はそれらを克服して分析結果を得た。結果から福岡市が得たものも大きかったはずである。同時に、その地域住民ではない者にも「福岡市での例」という証拠を与えることができた。大きな共有財産である。このような分析が一層進み、同じテーマについてでさえも様々な角度から検証されることが必要だと思う。行政担当者との間に信頼関係を築いた著者らの努力を思い、この本が「日本の介護」としてまとめられたことに感謝したい。

こはら・みき 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授。労働経済学専攻。

森下 之博 著

## 『中国賃金決定法の構造』

——社会主義秩序と市場経済秩序の交錯

鄒 庭雲



●早稲田大学出版部  
2017年12月刊  
A5判・330頁  
本体4000円＋税

佐 ●もりした・ゆきひろ  
内閣官房参事官補

### 1 本書の目的

本書は、中国における賃金決定をめぐる法構造の全体像を明らかに描き出すことを目的としている。社会主義市場経済体制に移行した中国では、市場化に対応するための法整備が展開してきており、労働法もその一分野である。この流れにおいて、中国における賃金決定は、労働市場における労使の決定という枠組みの

中だけで捉えられがちであるという。このような理解に対して、著者は「懷疑」しつつ、市場経済の存在を前提とする賃金の捉え方では不十分であり、「社会主

義的視点と市場経済的視点を併せもって現代中国の賃金（決定）を捉え直すことが必要不可欠」(p.5) とする。

## 2 本書の構成・内容

上記の問題意識を踏まえ、本書は中国における賃金決定法の構造に関する仮説を設定し、その具体的な検証を第1編「中国労働法の賃金に対する基礎的考察」、第2編「中国労働法における賃金決定関係法の個別分析」で行うという構成となっている。具体的には、歴史的視座（第1編第1章）及び理論的視座（第1編第2章）から中国の賃金に関する分析がなされ、そのうえで、賃金決定に関する具体的な法制度の背後にある理念及び各々の制度相互間の法的関係性に関する考察がなされている（第2編）。以下では、その内容を簡単にみていく。

### 第1編第1章 中国における計画経済期の賃金決定法政策の史的展開

著者は、中国の建国前後から、その後の賃金改革時期や大躍進政策期、さらに文化大革命期に至るまでの賃金決定政策の展開を、豊富な資料に基づいて時系列的に丁寧フォローしたうえで、計画経済期に一貫して存在していた賃金決定に関する根本原則や理念について次のように指摘する。すなわち、「『必要に応じた分配』への移行を見据えた、『労働に応じた分配』である」(p.74)。

このような理念の下で、「労働者に対して労働の対価として使用者から支払われる意味での賃金は存在せず」、「労働者が提供した労働の質と量に応じた完全に等価の報酬が国家から支払われる」ため、「国家が統一的に賃金を管理監督するシステムが形成されることとなった」のであるという (p.77)。もっとも、実際には、「労働に応じた分配」に依拠しつつも、いわゆる「平均主義」や「鉄鍋飯」が基本とされ、報酬に差はつきにくかったとも指摘される (p.78)。

### 第1編第2章 社会主義市場経済体制における中国の賃金に関する理論的考察

ここでは、中国の賃金の理念的特質に関する検討がなされている。著者は、まず中国法における社会主義的秩序の存在を確認し（第1節）、中国の賃金決定関係法を検討する際、現に生じている市場経済に対応するための価値観と、国家理念である社会主義的価値

観の双方が、法秩序として存在していることを踏まえるべきと指摘する。次に、社会主義体制と資本主義体制における賃金は「外形的類似性」が認められるものの、根本的な差異が存在していると指摘される（第2節）。そのうえで、社会主義市場経済体制を採用した現代中国の賃金を、理論的にどのように捉えるべきかが検討されている（第3節）。具体的には、社会主義における市場の導入のための理論は、「『マルクス主義』の目指す『必要に応じた分配』を満たすだけの生産力を社会全体で備えるため、あくまで過渡期における手法として市場経済を導入した」というものであり、こうして形成された社会主義市場経済体制における市場は、「社会主義政治体制と一体となった計画管理」が存在するなど、資本主義経済の市場にみられない特質があると指摘される (pp.103-104)。

これらの検討を踏まえ、著者は、社会主義市場経済体制下の中国における賃金決定はその市場化とともに、以下のような「理念的特質」があるとする。すなわち、①市場による賃金決定の過渡的实施、②「労働に応じた分配」原則の継続的実現、③市場「利用」という価値観の存在、④国家の主人公としての労働者理念と労使の利益一体化の伝統の存在、⑤圧力型システムによる命令的手法の維持、⑥工会の特殊性の存在である。このため、現代中国の賃金を、「単一の価値観によって説明できるものではなく、社会主義に根源を有する特質を併せた視点で捉えることによって、初めて正確な理解が可能」と示される (p.121)。

以上のような考察を通じて、著者は、社会主義秩序と市場経済秩序が対等な関係で併存しているのではないとして、最初に提示した仮説を次のように修正する。すなわち、「現代中国労働法には、社会主義的秩序に基づき賃金（決定）に対する考え方がアウトラインとして存在し、その枠内において、市場経済体制の実施に伴って新たに出現した賃金（決定）に対する考え方が許容されている。そして、個別の賃金決定関係法が両者の交錯地点となって、複雑な法構造を形成しているのではないか」(p.122)。

### 第2編 中国労働法における賃金決定関係法の個別分析

続く第2編において、著者は、現代中国の賃金決定における社会主義的特質について、それが個別の制度

においてどのように現れているかを分析している。具体的には、賃金管理制度（第2編第3章）、最低賃金制度（第2編第4章）及び賃金団体交渉制度と労働協約制度（第2編第5章）が対象とされる。こうして、賃金決定関係法において、市場化に対応するための法制度（最低賃金制度、団体交渉制度、労働協約制度）が形成される一方で、各賃金管理制度は「労働に応じた分配」を具体化するためのものとして位置づけられているという（pp.127, 167）。具体的には、賃金総額に対する管理制度としての「弾性賃金計画」（地域及び部門ごと）及び賃金総額使用台帳制度（個別企業単位）、賃金水準に対する管理としての「賃金指導ライン」制度（賃金上昇水準の管理を目的に、行政区域の階層ごとに管理され、産業類型ごとにコントロール）に関する詳細な分析がなされている。

個々の制度に関する考察の上で、各制度の連関関係に着目した分析がなされている（第2編第6章）。最低賃金制度は市場経済とともに形成されたが、他方で政府による賃金管理の一環としての性格があり（最低賃金額の調整において政府が主導的役割を果たし幅広い裁量を有する）、賃金団体交渉（労働協約制度を含め）は「政府によって管理された交渉」（p.251）となっている（賃金管理は賃金団体交渉を管理指導する存在として法的に位置づけられている）と指摘される（p.253）。

このようにして、本書における分析を通じて、著者は次のように結論づける。「中国の賃金決定関係法は、市場需給と労使による調整が基本であり、政府がこれを修正する資本主義市場経済諸国における関与とは異なり、「賃金管理制度そのものが社会主義的な秩序の伝統を受け継いでいる」とともに、「市場経済の導入に伴い整備されてきた制度についても、全体として政府による賃金コントロール権の影響を受けた法構造になっている」（pp.256-257）。

### 3 本書の意義と若干のコメント

社会主義市場体制の下に置かれている現代中国における賃金決定について、個々の具体的な制度を論じることはあっても、その法構造の全体像をここまで詳細かつ丁寧に分析する研究はなかったように思われる。また、賃金格差等の問題解決のため、より良く市場化

に適應するための制度改革をいかにしていくべきかという観点からの議論が多い状況にあると思われる<sup>1)</sup>。しかし、制度改革を論じる前に、現存の賃金決定の（法）構造を正確にかつ明らかに説明できるようにしなければならない。このようななか、著者は中国における賃金決定の法構造について、歴史的及び理論的という二つの角度からアプローチし、豊富な資料を用いて丁寧に分析しており、その「社会主義市場経済」という特殊な体制の下での特徴を鮮明に描き出している。このため、本書は、中国の労働事情・経済や市場に関心のある企業関係者や政府関係者のみならず、中国の研究者にとっても、中国の賃金決定の法構造をより深く理解するための貴重な一冊となるに違いない。また、賃金のみではなく、「社会主義市場体制」に由来する複雑な仕組みを常に意識するという視点は、中国法研究全体に対しても示唆に富むことであるといえる。

本書における重要なキーワードの一つは「労働に応じた分配」であるといえる。しかし、この「労働に応じた分配」の中身は必ずしも明確ではない。本書では、「社会主義秩序と市場経済秩序の交錯」に焦点を当てつつ賃金決定の法構造に着目した分析がなされているため、「労働に応じた分配」に関する立ち入った検討は、かえって理解の混乱を招く恐れもあると思われるが、今後かかる研究をさらに深化させるために検討が必要と考えられる点についてコメントしたい。

第1に、「労働に応じた分配」の具体的な意義及びその捉え方の変化の有無である。「労働に応じた分配」は、著者によれば、いわゆる「平均主義」を克服や排除するために提唱されたもので、「多く労働した者が多く報酬を得て、労働量が少ない者は少ない報酬しか得られない」（p.45）というものであった。より厳密に言えば、市場需給や労使の調整とは関係なく、「労働者が社会のために提供した労働の量及び質に応じた報酬を得るようにする」（p.110）というものであった。しかし、その後、社会主義市場経済体制の下では、「労働に応じた分配」の捉え方（とりわけそのうちの「労働」に含まれるべき要素をめぐる理解）は従前と同じように捉えればいいのか、あるいは修正が必要としたら、いかなる修正とすべきかが問題である。というのも、「労働に応じた分配」と市場経済とは根本的に

矛盾する関係にあるとの見方も十分に成り立ち、その「融合」のため、計画経済時期において言及される「労働に応じた分配」に新たな意味を付与する必要もあるかもしれないからである。実際に、中国では、計画経済と社会主義市場経済それぞれの体制における「労働に応じた分配」の具体的な意味合いや異同をめぐって多くの議論があり、多様な見解が展開しているところである<sup>2)</sup>。

第2に、社会主義市場経済体制における「労働に応じた分配」の「継続的実現」の仕方の問題である。著者が指摘しているように、社会主義市場経済体制の下で「『労働に応じた分配』原則をどのように実現していくべきかが課題」(p.111)となった。第1の問題とも関連するが、新たな意味を付与されるとも解されうる「労働に応じた分配」は、その実現をいかに図るかがポイントとなると考えられる<sup>3)</sup>。すなわち、それを具体化するための賃金管理制度は、(市場経済秩序の中で)実際にどのように機能するのかが問われる。実際には、賃金総額や賃金上昇基準に関するコントロー

ルの下でも、地域間・産業間・労働者間の賃金格差が大きな社会問題となっており、制度と実態との間の乖離を指摘できるのではないか。この点、著者も法構造と実態との関係を触れられており(pp.274-275)、今後のさらなる展開を期待したい。

- 1) 晋利珍『労働力市場双重重二元分割下工資決定機制研究』(経済科学出版社、2010年)などを参照。
- 2) 鄒昇平「按勞分配理論認識誤区積読」(『労働に応じた分配』にかかる理論的認識における誤りに関する積明) 商業時代2013年第22期12頁。肖松柏「從計畫式按勞分配向市場式按勞分配轉變的分析」(『計画的『労働に応じた分配』から市場的『労働に応じた分配』への轉換に関する分析』華南理工大學學報(社会科学版)第6卷第4期9頁(2004)などを参照。
- 3) 関連する議論として、白鵬飛「社会主義市場經濟体制下按勞分配的實現研究」(『社会主義市場經濟体制の下での『労働に応じた分配』の實現に関する研究』山西青年2017年第24期102頁以下などを参照。

すう・ていうん 早稲田大学比較法研究所助手。労働法専攻。